

熊本地域振興 I C カード取扱規則

第1条(本規則の目的)

本規則は、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができる熊本地域振興 I C カード（以下、「熊本 I C カード」といいます。）のサービス内容と使用条件を定め、利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

第2条(適用範囲)

1. 熊本 I C カードにかかわる取扱いについては、本規則の定めるところによります。
2. 熊本地域振興 I C カード交通事業者（以下、「交通事業者」といいます。）における、熊本 I C カードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下、「乗車券等」といいます。）としての使用については、本規則ならびに「交通事業者の旅客営業規則」等の定めるところによります。
3. 熊本地域振興 I C カード加盟店（以下、「加盟店」といいます。）における、商品・サービス等の決済手段としての熊本 I C カードの使用（以下、「電子マネー取引」といいます。）については、「熊本地域振興 I C カード電子マネー取扱規則」等の定めるところによります。
4. 交通事業者および加盟店における熊本地域振興 I C カードポイントサービスにかかわる取扱いについては、「熊本地域振興 I C カードポイントサービス取扱規則」等の定めるところによります。
5. オートチャージの設定情報が記録された記名式熊本地域振興 I C カードにかかわるオートチャージ機能の取扱いについては、「熊本地域振興 I C カードオートチャージサービス取扱規則」等の定めるところによります。
6. 記名式熊本地域振興 I C カード利用者における熊本地域振興 I C カード会員WEBサイトの利用については、「熊本地域振興 I C カード会員WEBサイト利用規則」等の定めるところによります。
7. 本規則が改定された場合、以後の熊本 I C カードにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
8. 本規則および本規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
9. 本規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによります。

第3条(熊本ICカードの種類)

1. 当行が発行する熊本 I C カードの種類は、以下の各号に定めるところによります。
 - (1) 「無記名式熊本地域振興 I C カード」（以下、「無記名式熊本 I C カード」といいます。）…券面に利用者の記名を行っていない持参人の使用に供する熊本 I C カードをいいます。
 - (2) 「記名式熊本地域振興 I C カード」（以下、「記名式熊本 I C カード」といいます。）…券面に個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号の情報がカードと当行のセンターシステムに記録され、券面に記名人の記載を行った、記名人本人の使用に供する熊本 I C カードをいい、以下に定めるものをいいます。
 - ア. 一般記名式熊本 I C カード乗車券（学生カード、シルバーカード等含む）
 - イ. 定期乗車券を搭載した熊本 I C カード

- ウ. 小児用熊本 I C カード
 - エ. 障がい者用熊本 I C カード
2. 熊本 I C カードには定期乗車券の機能を搭載することができます。(以下、券面に定期乗車券の情報(定期乗車券の有効期間に関わらず)が印字された熊本 I C カードを「定期乗車券を搭載した熊本 I C カード」といいます)。
 3. 搭載できる定期乗車券の種類、利用方法等については、交通事業者の旅客営業規則等の定めによります。
 4. 記名式熊本 I C カードには、小児用ならびに障がい者用のカードも発行します。発売方法、条件等については別に定めます。

第4条(用語の意義)

本規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「交通事業者」とは、別表第1号に規定するバス事業者および鉄道事業者をいいます。
- (2)「加盟店」とは、熊本地域振興 I C カード電子マネー取扱規則に定める加盟店、および熊本地域振興 I C カードポイントサービス規則に定める加盟店をいいます。
- (3)「SF」とは、主に交通事業者が定める旅客運賃の支払い、加盟店における電子マネー取引に充当する、熊本 I C カードに記録された金銭的価値をいいます。
- (4)「チャージ」とは、熊本 I C カードに SF を積み増しすることをいいます。
- (5)「熊本地域振興 I C カードポイント」とは、熊本地域振興 I C カードポイントサービス取扱規則の規定に従って付与される、ポイントをいいます。
- (6)「デポジット」とは、熊本 I C カードを返却する時に払いもどすことを条件に、当行が収受する熊本 I C カードの預り金をいいます。

第5条(契約の成立)

熊本 I C カードの使用に関する契約は、当行が利用者に熊本 I C カードを交付したときに両者の間において成立します。

第6条(使用方法および制限事項)

1. 熊本 I C カードは、交通事業者において SF を利用した運賃支払いやポイントサービスとしての利用、又は加盟店において電子マネー取引やポイントサービスが利用できます。
2. 記名式熊本 I C カード利用者は、熊本地域振興 I C カード会員 WEB サイトにおいて、所定の会員情報登録を行うことにより熊本地域振興 I C カード会員 WEB サイトが利用できます。
3. 熊本 I C カードは、当行が認めた交通事業者又は加盟店において熊本 I C カードを処理する機器(以下、「所定の機器」といいます。)により使用しなければなりません。
4. 記名式熊本 I C カードは、当該記名式熊本 I C カードに記録された記名人本人以外が使用することはできません。(ただし、持参人式 I C 定期乗車券機能が搭載された I C 定期乗車券は除きます。)

5. 熊本 I C カードの破損又は所定の機器の故障もしくは天災等により、熊本 I C カードの内容の読取りが不能となったときは、使用できないことがあります。
6. 偽造、変造その他不正に作成された熊本 I C カードもしくは SF を使用することはできません。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 利用者が記名式熊本 I C カードの購入、又は無記名式熊本 I C カードから記名式熊本 I C カードへの変更を申し込むときに提出した氏名、生年月日等、会員 WE B サイト利用契約時に登録した、郵便番号、住所等及び熊本 I C カードの利用履歴等（以下、「個人情報」といいます。）は、当行が管理します。
2. 当行は、取得した個人情報を次の目的で利用します。
 - (1) 記名式熊本 I C カードの購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認。
 - (2) 当行から利用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
3. 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合があります。
4. 当行は、取得した個人情報を、第 2 項の範囲内で交通事業者又は加盟店からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
5. 記名式熊本 I C カードの購入希望者又は変更希望者が、前各項に同意しないときは、記名式熊本 I C カードの発売もしくは記名式熊本 I C カードへの変更を行いません。

第8条(利用者の同意)

利用者は、本規則およびこれに基づいて定められた規則を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第9条(取扱箇所)

熊本 I C カードがご利用できる箇所は、交通事業者もしくは加盟店とします。

第10条(交通事業者・加盟店の変更)

当行は、交通事業者及び加盟店を、熊本 I C カード利用者の同意なく変更することができるものとします。

第11条(制限又は停止)

1. 当行は以下の場合、交通事業者および加盟店における熊本 I C カードの取扱いを制限又は停止をすることがあります。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により熊本 I C カードの取扱いが困難であると当行が認めた場合。
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当行が熊本 I C カードの取扱いの中止を必要と判断した場合。
2. 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当行はその責めを負いません。

第12条(熊本ICカードの所有権)

1. 熊本ICカードの所有権は、当行に帰属します。
2. 熊本ICカードが不要となったとき又は失効したときは、熊本ICカードを返却しなければなりません。

第13条(デポジット)

1. 当行は熊本ICカードを発売する際に、デポジットとして熊本ICカード1枚につき500円を収受します。
2. 利用者が熊本ICカードを返却したときは、第23条又は第28条の定めにより、当行はデポジットを返却します。
3. デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできません。

第14条(熊本ICカードの失効)

1. カードの交換、使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、熊本ICカードは失効します。
2. 前項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式熊本ICカードは失効します。
3. 前各項により失効した場合、デポジットおよび熊本ICカードに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできません。

第15条(熊本ICカードの発売)

1. 無記名式熊本ICカードの購入希望者が購入を請求したときは、無記名式熊本ICカードを発売します。
2. 記名式熊本ICカードの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出したとき、記名式熊本ICカードを発売します。
3. 小児用熊本ICカードの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ別に定める公的証明書等を呈示したときは、当該小児が満12歳となる年度の3月31日までを有効期間とする小児用熊本ICカードを発売します。ただし、購入希望者が小学校在学中であり、当該学校長の証明を呈示した場合にはこの限りではありません。
4. 障がい者用の熊本ICカードの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ身体障がい者手帳もしくは療育手帳を呈示し、交通事業者が別途定める障がい者割引運賃の適用資格を満たすときは、障がい者用熊本ICカードを発売します。
5. 障がい者用熊本ICカードの有効期間は、購入日から1年間とします。
6. 小児障がい者用熊本ICカードの購入希望者については、第3項および第4項の規定を準用し、小児障がい者用熊本ICカードを発売します。
7. 小児障がい者用熊本ICカードの有効期限は、満12歳となる年度の3月31日までとします。

8. 定期乗車券を搭載した熊本 I C カードの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号、その他必要事項を記入し、証明書等を添えて提出し、定期乗車券を搭載した熊本 I C カードを発売します。

第16条(発売額)

熊本 I C カードの発売額は原則 2,000 円（デポジット 500 円を含みます。）とします。

なお、発売額を変更して発売することがあります。ただし、30,000 円を超えることはできません。

第17条(チャージ)

1. 熊本 I C カードは、所定の機器によりチャージすることができます。
2. 熊本 I C カードは、1,000 円単位の金額をチャージすることができます。
3. 熊本 I C カード 1 枚当たりの S F の残額は 30,000 円を超えることはできません。
4. 前各項にかかわらず別の I C カードの S F によるチャージはできません。

第18条(SFの残額確認)

1. 熊本 I C カードの S F 残額は、所定の機器により確認することができます。
2. 熊本 I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は、所定の機器により最新の S F 残額履歴から 2 0 件までさかのぼって確認することができます。
3. 前項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできません。
 - (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴。
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴。
 - (3) 第 2 3 条又は第 2 4 条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の S F 残額履歴。
 - (4) 第 2 5 条の規定によりカードを交換したときの交換前の S F 残額履歴。

第19条(カード利用履歴の確認)

1. 熊本 I C カードの利用履歴は、所定の機器により確認することができます。
2. カード利用履歴の表示又は印字は、日付を指定しなければ、最新のものから最大 60 件を表示又は印字します。日付指定をすればその間の最大 60 件を表示又は印字をします。確認できるカード利用履歴情報は、当行のセンターシステムが保持するもののみとします。

第20条(記名式熊本ICカードの再表示)

1. 記名式熊本 I C カードは、その券面に表示すべき事項（以下、「券面表示事項」といいます。）が不明となったときは、使用することができません。
2. 券面表示事項が不明となった記名式熊本 I C カードは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければなりません。

第21条(熊本ICカード記録情報の書き換え)

1. 記名式熊本ICカードに記録された記名人の情報に変更が生じた場合、修正を行うこととします。
2. 記名式熊本ICカードに記録された記名人の氏名を改めた場合は、当該記名式熊本ICカードは利用することができません。
3. 第1項、第2項の場合、記名人は速やかに別に定める申込書を提出し、記録情報の書き換えを請求しなければなりません。
4. 当行は、利用者が前項の修正を怠ったことにより、記名人に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

第22条(無効となる場合)

熊本ICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットおよび熊本ICカードに記録されている一切の金銭的価値および乗車券等は返却しません。

- (1) 記名式熊本ICカードを記名人以外の者が使用した場合。(第6条第4項の定めによる使用を除く)
- (2) 券面表示事項が不明となった記名式熊本ICカードを使用した場合。
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した記名式熊本ICカードを使用した場合。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。
- (5) 偽造、変造その他不正に作成された熊本ICカードもしくはSFを使用した場合。
- (6) 利用者の故意又は重大な過失により熊本ICカードが利用不能状態となったと認められる場合。
- (7) 記名式熊本ICカードの記名人が暴力団及びそれに準ずる団体等反社会的勢力であることが判明した場合。
- (8) その他不正行為と認められる場合。

第23条(紛失再発行)

1. 無記名式熊本ICカードの盗難又は紛失等による再発行はできません。
2. 記名式熊本ICカードの記名人が当該記名式熊本ICカードを紛失した場合で、別に定める申込書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式熊本ICカードの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票(以下、「再発行登録票」といいます。)を発行します。
 - (1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する利用者が記名式熊本ICカードの記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別、電話番号の情報が当行のシステムに登録されていること。
3. 前項により使用停止措置を行った当該記名式熊本ICカードは、次の各号の条件を満たす場合に限り、再発行登録票を提出後、当該記名式熊本ICカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式熊本ICカードを再発行します。ただし、残高移行については再発行登録票発行日の3日以降となります。(残高移行額については、26条第2項のとおり)

- (1) 再発行を行うときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する利用者が当該記名式熊本 I C カードの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 利用者が前項により発行した再発行登録票を提出すること。
4. 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式熊本 I C カード 1 枚につき所定の手数料とデポジット 500 円を現金で収受します。
5. 当該記名式熊本 I C カードの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできません。
6. 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した記名式熊本 I C カードが発見された場合は、利用者は、デポジットの返却を請求することができます。この場合、利用者が当該記名式熊本 I C カードとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

第24条(破損等再発行)

1. 無記名式熊本 I C カードの破損等による再発行はできません。
2. 熊本 I C カードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申込書を提出し、かつ当該熊本 I C カードを呈示したときは、再発行登録票を発行し、その発行日の 3 日後以降当該熊本 I C カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の熊本 I C カードを再発行します。なお、再発行の際、当該熊本 I C カードは回収します。
3. 前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。なお、この場合、デポジット 500 円は返却しません。
 - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合。
 - (2) 第 22 条第 6 号により無効となった場合。

第25条(熊本ICカードの交換)

当行又は交通事業者もしくは加盟店の都合により、利用者が使用している熊本 I C カードを、当該熊本 I C カード表面とは異なるデザインの熊本 I C カード、および当該熊本 I C カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の熊本 I C カードに予告なく交換することがあります。

第26条(再発行、交換に対する免責事項)

1. 熊本 I C カードの再発行又は交換により、表面のデザインおよび裏面に刻印されたものと異なるカード番号の熊本 I C カードを発行したことによる利用者の損害等については、当行はその責めを負いません。
2. 記名式熊本 I C カードを紛失し、又は盗難にあった場合等に、利用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日（残高移行前）における当該カードの解約や SF の使用等で生じた利用者の損害については、当行はその責めを負いません。

第27条(熊本 IC カードの払いもどし)

1. 当行が発行する熊本 I C カード内の S F 残額の払いもどしは、法又は本規則に定める場合を除き、払いもどしを行わないものとします。
2. 次の各号のいずれかまたは第 28 条第 1 項、第 2 項に該当すると判断した場合において、払戻申込用紙に必要事項を記入し、当該熊本 I C カードとともに提出（記名式の場合、身分証明書の提示が必要）した場合、払いもどしを請求することができます。
 - (1) 利用者が熊本 I C カードを利用することができる地域から転出した場合。
 - (2) 社員証や学生証と熊本 I C カードが一体として交付される際に、利用者が社員や学生の地位を失った場合。
 - (3) その他前各号に準ずる場合。
3. 利用者は前項の払いもどしを行う場合、熊本 I C カード 1 枚につき所定の手数料を支払うものとします。
4. 利用者は、払いもどしの請求を行った後においては、これを取り消すことはできません。
5. 熊本 I C カード内の S F 未使用残高について返金する場合のうち、以下のいずれかに該当する場合は、本規則の適用を受ける「払いもどし」には該当しないものとします。
 - (1) 利用者が誤って S F 購入(チャージ)し、当該購入後直ちに返金する場合。
 - (2) 利用者 と加盟店 との間の売買契約等が解除されたことによる不当利得返還として加盟店が返金する場合。

第28条(熊本ICカードの解約)

1. 利用者は、熊本 I C カードの返却を条件に、S F 残額の払いもどしを請求することができます。この場合、利用者は、熊本 I C カード 1 枚につき所定の手数料（残額が所定の手数料未満のときはその残額と同額を手数料とします。）を支払うものとします。
2. 前項の規定により熊本 I C カードの解約が請求された場合、当行は、無記名式熊本 I C カードにあつては持参人に払いもどしを行い、記名式熊本 I C カードにあつては、利用者が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。
3. 当該カードに有効期間開始前又は有効期間内の乗車券（定期券乗車券・n 日乗車券等）の情報を有している場合は、当該定期乗車券発行事業者の定めに従って当該乗車券の払いもどしを行います。
4. 前各項の規定により払いもどしを行う場合、あわせてデポジットを返却します。

第29条(熊本ICカードの変更)

1. 利用者が無記名式熊本 I C カードを差し出して、記名式熊本 I C カードへの変更を申し出た場合は、第 15 条第 2 項から第 9 項に規定する取扱いを準用し熊本 I C カードの変更を行います。
2. 記名式熊本 I C カードから無記名式熊本 I C カードへの変更はできません。
3. 利用者が有効期間満了後の小児用の熊本 I C カードを差し出して、熊本 I C カードの継続使用を申し出た場合、大人用に変更します。

4. 利用者が有効期間満了後の小児障がい者用の熊本 I C カードを差し出して、熊本 I C カードの継続使用を申し出た場合、大人用に変更します。
5. 小児用カードおよび障がい者用カードへの変更は無記名式カードからのみとします。ただし、当行が認めた場合を除きます。

第30条(代理人による各種申込み等)

1. 次の各号に定める取扱いについて、代理人による取扱いを認めます。
 - (1) 第15条(熊本 I C カードの発売) および第29条(熊本 I C カードの変更)における小児用カードの購入および小児用カードへの変更。
 - (2) 第15条(熊本 I C カードの発売) および第29条(熊本 I C カードの変更)における障がい者用カードの購入および障がい者用カードへの変更。
 - (3) 第23条(紛失再発行)、第24条(破損等再発行)における再発行の申込みおよび再発行された記名式熊本 I C カードの受取り。
 - (4) 第28条(熊本 I C カードの解約)における記名式熊本 I C カードの解約。
2. 前各号での代理人による取扱い時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを呈示することでそれに応じるものとします。
 - (1) 購入申込者又は記名人本人の公的証明書等、および代理人との続柄が記載された公的証明書等。
 - (2) 購入申込者又は記名人本人からの委任状。

第31条(免責事項)

1. 当行は、当行の故意又は過失による場合を除き、熊本 I C カードのサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. 加盟店及び熊本地域振興 I C カード提携企業と会員の間で発生する全てのトラブルについては、会員と加盟店及び熊本地域振興 I C カード提携企業の当事者間で直接解決することとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

第32条(準拠法)

本規則及び各サービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第33条(合意管轄裁判所)

利用者は、本規則に基づく取引に関して、当行との間に紛争が生じた場合には、当行の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【別表】

第1号 熊本地域振興 I C カード交通事業者	・九州産交バス株式会社 ・熊本電気鉄道株式会社 ・産交バス株式会社 ・熊本バス株式会社 ・熊本都市バス株式会社 ・熊本市交通局
----------------------------	--

附則1

1. この規則は、平成27年4月1日から適用します
2. 24条1項 文言追加
3. 別表へ熊本市交通局追加
4. 第15条5項、7項 障がい者、小児障がい者カード有効期限の文言変更
5. 運営会社を株式会社肥銀コンピュータサービスから肥銀カード株式会社へ変更

附則2

1. この規則は、2024年7月1日から適用します
2. 運営会社を肥銀カード株式会社から株式会社肥後銀行へ変更

附則3

1. この規則は、2024年10月21日から適用します
2. 第16条 発売額について変更